

独立行政法人農林漁業信用基金の
平成 30 年度に係る業務の実績に関する評価書

財務省
農林水産省

様式 1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	
評価対象事業年度	年度評価	平成30年度（第4期）
	中期目標期間	平成30～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 河村 仁	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 前田 剛志	
主務大臣		財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管）		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 廣光 俊昭	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 渡部 保寿	

3. 評価の実施に関する事項 ・ 7月23日：年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング ・ 7月25日：年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取

4. その他評価に関する重要事項
・該当なし

様式 1－1－2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
		B			
評価に至った理由	項目別評価は 3 9 項目のうち、B が 3 2 項目、評価の対象外が 7 項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。 総合評価については、4 の大項目のうち B が 4 項目であり、また、全体の評価を引き下げる事象もなかったため、独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準（以下「評価基準」という。）に基づき B とした。 なお、項目別評価の項目数は、小項目のある項目については小項目の数、小項目のないものについては中項目の数を用いている。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

年度評価 項目別評定総括表

	中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調査No	備考
		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度		
第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B						P 1
1	農業信用保険業務	B					第1-1	P 1
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	B					第1-1-(1)	P 1
	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定	B					第1-1-(2)	P 4
	(3) 保険事故率の低減に向けた取組	B					第1-1-(3)	P 7
	(4) 求償権の管理・回収の取組	B					第1-1-(4)	P 10
	(5) 利用者のニーズの反映等	B					第1-1-(5)	P 12
	(6) 事務処理の適正化及び迅速化	B					第1-1-(6)	P 14
2	林業信用保証業務	B					第1-2	P 16
	(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組	B					第1-2-(1)	P 16
	(2) 適切な保証料率の設定	B					第1-2-(2)	P 19
	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組	B					第1-2-(3)	P 21
	(4) 求償権の管理・回収の取組	B					第1-2-(4)	P 23
	(5) 利用者のニーズの反映等	B					第1-2-(5)	P 25
	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証	B					第1-2-(6)	P 27
	(7) 事務処理の適正化及び迅速化	B					第1-2-(7)	P 29
3	漁業信用保険業務	B					第1-3	P 31
	(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定	B					第1-3-(1)	P 31
	(2) 保険事故率の低減に向けた取組	B					第1-3-(2)	P 33
	(3) 求償権の管理・回収の取組	B					第1-3-(3)	P 36
	(4) 利用者のニーズの反映等	B					第1-3-(4)	P 38
	(5) 事務処理の適正化及び迅速化	B					第1-3-(5)	P 40
4	農業保険関係業務	B					第1-4	P 42
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B					第1-4-(1)	P 42
	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施	B					第1-4-(2)	P 44
5	漁業災害補償関係業務	B					第1-5	P 46
	(1) 情報提供の充実及び利用者の意見の反映	B					第1-5-(1)	P 46
	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施	—					第1-5-(2)	P 48

(注1) 評価は全項目、定性評価とする。

(注2) 第1-1の評定については、当該中項目を構成する6つの小項目のうちBが6項目であったため、Bとした。(6項目×2点/6項目×2点=100%)
 第1-2の評定については、当該中項目を構成する7つの小項目のうちBが7項目であったため、Bとした。(7項目×2点/7項目×2点=100%)
 第1-3の評定については、当該中項目を構成する5つの小項目のうちBが5項目であったため、Bとした。(5項目×2点/5項目×2点=100%)
 第1-4の評定については、当該中項目を構成する2つの小項目のうちBが2項目であったため、Bとした。(2項目×2点/2項目×2点=100%)
 第1-5の評定については、当該中項目を構成する2つの小項目のうち実績のない1項目を除き、Bが1項目であったため、Bとした。(1項目×2点/1項目×2点=100%)
 第4-4の評定については、当該中項目を構成する2つの小項目のうちBが2項目であったため、Bとした。(2項目×2点/2項目×2点=100%)
 第1の評定については、当該大項目を構成する5つの中項目のうちBが5項目であったため、Bとした。(5項目×2点/5項目×2点=100%)
 第2の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうちBが4項目であったため、Bとした。(4項目×2点/4項目×2点=100%)
 第3の評定については、当該大項目を構成する8つの中項目のうち実績のない5項目を除き、Bが3項目であったため、Bとした。(5項目×2点/5項目×2点=100%)
 第4の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち実績のない1項目を除き、Bが3項目であったため、Bとした。(3項目×2点/3項目×2点=100%)
 ※評価基準に基づき算定。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No	備考
		平成 30年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度		
第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B						P 50
	1 事業の効率化（平成29年度対比 5 %以上の事業費の削減）	B					第2-1	P 50
	2 経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）	B					第2-2	P 52
	3 調達方式の適正化	B					第2-3	P 54
	4 電子化の推進	B					第2-4	P 57
	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	B						P 59
第3	1 財務運営の適正化	B					第3-1	P 59
	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B					第3-2	P 62
	3 決算情報・セグメント情報の開示	B					第3-3	P 65
	4 長期借入金の条件	－					第3-4	P 67
	5 短期借入金の限度額	－					第3-5	P 68
	6 不要財産の処分に関する計画	－					第3-6	P 69
	7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画	－					第3-7	P 70
	8 剰余金の使途	－					第3-8	P 71
	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B						P 72
第4	1 施設及び設備に関する計画	－					第4-1	P 72
	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	B					第4-2	P 73
	3 積立金の処分に関する事項	B					第4-3	P 76
	4 その他中期目標を達成するために必要な事項	B					第4-4	P 77
	(1) ガバナンスの高度化	B					第4-4-(1)	P 77
	(2) 情報セキュリティ対策	B					第4-4-(2)	P 81
別 紙	1. 平成30事業年度予算及び決算	2. 平成30事業年度収支計画及び実績						
	3. 平成30事業年度資金計画及び実績	平成30事業年度業務収支						

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-1(1)	農業信用保険業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
・主要なインプット情報（農業信用保険勘定）	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報)		
予算額（百万円）	27,217							
決算額（百万円）	21,652							
経常費用（百万円）	3,220							
経常収支（百万円）	2,805							
行政サービス実施コスト（百万円）	△2,764							
従事人員数（人）※期初の全体数	※110							
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数	－	延べ252機関 期中増19機関	延べ267機関 期中増17機関					
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況	－							
農業団体等関係機関との意見交換回数	年3回以上	7回	7回					
銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換	年20回以上	16回	30回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 農業信用保険業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推	<主要な業務実績> ○ 制度の普及推進及び利用促進を図るため、基金協会とともに、融資機関等を訪問した。また、農業団体等関係機関と幅広く意見交換を行った。 ・ 30 融資機関及び7 農業団体等関係機関において、融資保険制度の説明や情報収集。 ・ 14 基金協会において、新たに17 融資機関と保証契約を締結。 ○ 融資機関等から聴取した意見や要望、平成 31	<自己評価> 評定：B 基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施したこと

体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数(平成28年度末までの実績：のべ234機関) ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況(意見交換回数等) <想定される外部要因> ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との保証契約は、信用基金が直接契約を締結するものではなく、農業信用基金協会が締結するものであることや融資機関の経営方針及び農業融資への取組方針によっては契約に至らない融資機関も存在することから、評価において考慮するものとする。 【重要度：高】 ・ 法人経営体の増加や他産業からの参入などにより、農業者等の資金調達について、多様な融資機関が利用されるようになっていることから、農業者等が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に	体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数	体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。 取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。 【指標】 ○ 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数：年20回以上	進・利用促進の取組状況 ・ 農業団体等関係機関との意見交換回数：年3回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との意見交換回数：年20回以上 <評価の視点> 農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進しているか	年度の対応方針等を「融資機関等に対する農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組について」として取りまとめ、平成31年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/nou/uneiiinkai-nou.html	から、Bとする。 <課題と対応> ー
---	--	---	---	---	---

提供することが必要となっている。信用基金・農業信用基金協会がそれぞれの役割を踏まえつつ、農業信用保証保険制度の保険業務を行う全国組織である信用基金が、農業信用基金協会と一体となって、銀行、信用金庫、信用組合等に対する農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組を行い、上記の保証契約の拡大等を図ることが重要であるため。					
---	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

5. その他参考情報
農業信用保険勘定において、決算額が予算額を2割程度下回っているが、これは、保険事故が当初の見込みを下回ったことによる保険金支払の減少が主な要因であるため、予算額と決算額が乖離することに特段の問題があるとは認められない。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1－(2)	農業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主な経年データ									
・評価対象となる指標		指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）									
特定 資金	農業経営改善資金	—	年 0.06%又は 年 0.18%	年 0.06%又は 年 0.18%	年 0.06%又は 年 0.18%				
	農業経営維持資金	—	年 0.18%又は 年 0.34%	年 0.18%又は 年 0.34%	年 0.18%又は 年 0.34%				
農業施設資金		—	年 0.16%又は 年 0.28%	年 0.16%又は 年 0.28%	年 0.16%又は 年 0.22%				
農業運転資金		—	年 0.14%又は 年 0.26%	年 0.14%又は 年 0.26%	年 0.14%又は 年 0.26%				
農家経済安定施設資金		—	年 0.11%	年 0.11%	年 0.09%				
農家生活改善資金		—	年 0.26%	年 0.26%	年 0.21%				

（注）上記のほか、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 ＜目標水準の考え方＞ ・ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じ	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 信用リスクに応じた保証・	(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定 ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 信用リスクに応じた保証・	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検は行われているか 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の導入に向けた取組は行われているか 基金協会に対する貸付金利は、適切な水準に設定されているか	＜主要な業務実績＞ ア 適切な水準の保険料率の設定 ○ 平成 30 年 12 月に開催した料率算定委員会において、保険料率水準の点検を実施し、以下のとおり保険料率の見直しを行うこととした。 ・ 農業経営改善資金及び農業経営維持資金については、収支均衡料率が現行保険料率を上回っており、引上げも検討すべきところであるが、資金の政策性等を踏まえて、据置き ・ 農業運転資金については、収支均衡料率と現行保険料率が同水準であることから、据置き ・ 農業施設資金、農家経済安定施設資金及び農家生活改善資金については、収支均衡料率が現行保険料率を下回っており、資金全体での収支均衡料率と現行保険料率の差が約 2 割であることから、約 2 割の引下げ ○ また、料率算定委員会において、優遇料率（※ 1）及び災害特例保険料率（※ 2）について検証を行い、	＜自己評価＞ 評定：B 料率算定委員会において点検を実施した結果、保険料率の引下げを行うとともに、災害特例保険料率の適用の見直しを行うこととした。また、信用リスクに応じた保証・保険料率については、検討の経緯等を取りまとめ、システム構築に向けて検討を行った。 これらのことから、B とする。 ＜課題と対応＞ －

て見直すことが適当。 【重要度：高】 - 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。 検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 ＜目標水準の考え方＞ - デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ（財務データ、デフォルトデータ等）の蓄積が必要であり、取組を開始した平成 27 年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築及び精緻化モデルの試行期間を踏まえると、最終年度までの導入が適当。 ＜想定される外部要因＞ - 借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、借入者の信用リスク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。 【重要度：高】 - 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の設定の	向けて検討を進める。 検討に当たっては、取組を開始した平成 27 年度から蓄積された借入者の与信データを分析して、農業信用基金協会等と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	た借入者の与信データの蓄積を引き続き行うとともに、農業信用基金協会等と連携を図りながら検討・取りまとめを行い、システム構築に向けて取り組む。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。		- 優遇料率については、その適用による保険料収入減に係る負担が今後増加していくことが見込まれるため、借入者の信用リスクに応じた保険料率を速やかに導入して、これに代替えさせるべき - 災害特例保険料率については、①基金協会が行う保証料率の引下げ幅に応じて変動させる、②激甚災害以外の災害にも適用することの見直しを検討する との結論を得た。このうち、優遇料率については令和 2 年 4 月から廃止、また、災害特例保険料率については平成 31 年 4 月から基金協会が行う保証料率の引下げ幅等に応じて変動させるとともに激甚災害以外の災害にも適用することとした。 （※ 1）直近 3 期分の決算書等のデータを基にしてスコアリングを行い、一定の要件を満たす者を対象に適用。 （※ 2）激甚災害等の被災農業者が農業経営の再建を図る場合に適用。 ○ 料率算定委員会の結果については、従来はリスク管理委員会に報告していたが、平成 30 年度より業務の透明性を高め、実質のある議論を行うため運営委員会にも報告を行うこととし、平成 31 年 2 月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/nou/uneiiinkai-nou.html イ 信用リスクに応じた保証・保険料率 ○ 借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の導入に向けて、引き続き、スコアリング対象案件に係る借入者の与信データを蓄積した。 ○ また、①これまでの検討の経緯、②優遇料率の適用とこれに対する評価、③リスクに応じた料率の適用についての事例研究等を取りまとめ、運営委員会等において説明を行うなど、基金協会や主務省と連携し、システム構築に向けて検討を行った。 ウ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利
--	--	---	--	--

取組は、農業者等の経営努力を保証・保険料に反映するためのものであり、農業者等の自主性と創意工夫を活かした経営改善の取組を支援する重要なものであるため。 ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。				の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率に2分の1を乗じて得た利率を、引き続き適用した。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1－(3)	農業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	－	1,755,368	402,440					
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み) (百万円)	－	668	3					
保険事故率 (②÷①×保 険てん補率)	中期目標期間中 の保険事故率： 0.15%以下	0.05%	0.00%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必	(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農	(3) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、農業信用	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、期中管理等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。 ・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議 165 件（平成 29 年度 199 件） ・ 大口保険引受案件の事前協議 489 件の全件（条件変更を含む）（平成 29 年度 537 件） ・ 大口保険金請求案件の事前協議 13 件の全件（平成 29 年度 9 件） ○ 基金協会の保証審査能力の向上に資するため、平成 30 年 8 月に基金協会向けの研修会を開催した。 ○ 保険金支払の適切性を確保するため、平成 30 年 10 月以降の大口保険金請求案件の事前協議について、設備資金の使途を確認するための疎明書類（領収書の写し、振込依頼書の写し等）を添付書類として追加し、信用基金においても設備資金の使途確認を行った。 イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 平成 30 年 12 月に開催した業務運営の検証委員会において、現在実施している部分保証や	<自己評価> 評定：B 保険事故率が抑制されるよう、事前協議等の取組を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> －

要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率（直近5年の平均実績：0.15%） <想定される外部要因> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下	基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や要管理先以下に分類された案件の期中管理報告を受けることにより状況を把握し、必要に応じて経営改善計画の進捗管理の徹底及び見直し等、農業信用基金協会等が行う期中管理の改善を求めるとともに、期中管理要領等の見直しが必要と認められるときは、その旨通知することにより保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.15%以下		ペナルティー方式等の方策について導入効果の検証を行い、 ・ 部分保証やペナルティー方式については、融資機関と基金協会との債務保証契約書によって実施されており、保険事故率の低減に効果があると思われ、基金協会及び融資機関の取組を注視する、 ・ 大口保険引受の事前協議については、その導入以降、信用基金と基金協会の審査目線の統一化が図られるなど、保険事故率の低減に効果。 審査水準の向上と信用基金における審査の迅速化の兼ね合いを見ながら、今後とも適切に引受審査を実施することとした。 ○ 業務運営の検証委員会の結果については、従来はリスク管理委員会に報告していたが、平成30年度より運営委員会にも報告を行うこととし、平成31年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/nou/uneiinkai-nou.html ○ 部分保証の引受実績は、108件（平成29年度88件）。 ウ 大口保険引受先を中心とした期中管理報告や現地協議の実施 ○ 平成30年7月末までに、保証保険について38基金協会から要管理特定事前協議被保証者201者の財務状況等を踏まえた期中管理方針の報告を、融資保険について6融資機関から12融資先の直近の財務状況等の報告をそれぞれ受けて、保険引受案件の状況把握を行った。この結果、期中管理の改善を求める事案はなかった。 ○ 現地協議を実施した8基金協会において、要管理特定事前協議被保証者の期中管理方針で報告を受けた経営不振に陥っている先の現況や基金協会の対応状況を確認した。	
--	--	---	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	B
5. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(4)	農業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	—	2,722	2,395					
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収実績の進捗管理実施回数	年 8 回以上	8 回	10 回					
現地協議の実施先数	年 8 先以上	7 回	8 回					
会議・研修の開催回数	年 1 回以上	1 回	1 回					
農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数	年 3 回以上	3 回	3 回					
大口求償債務者の現況調査の実施回数	年 1 回以上	1 回	1 回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収実績の進捗管理状況、現地協議実施状況、会議・研修等開催状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年 8 回以上 ・ 現地協議の実施先数：年 8 先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年 1 回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年 3 回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年 1 回以上	(4) 求償権の管理・回収の取組 農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年 8 回以上 ・ 現地協議の実施先数：年 8 先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年 1 回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年 3 回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年 1 回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収実績の進捗管理実施回数：年 8 回以上 ・ 現地協議の実施先数：年 8 先以上 ・ 会議・研修の開催回数：年 1 回以上 ・ 農業信用基金協会が行う管理・回収のための会議への出席回数：年 3 回以上 ・ 大口求償債務者の現況調査の実施回数：年 1 回以上 <評価の視点>	<主要な業務実績> ○ 各基金協会の回収納付金実績について、前年度同期実績との比較、進捗管理を毎月行うとともに、8 基金協会との現地協議を通じて状況を把握し、求償権の回収努力を依頼するなど、求償権回収の一層の促進に取り組んだ。 ○ 大口求償債務者の回収見込額、回収原資及び回収方針について、求償権の管理・回収の強化を図るため、8 基金協会と現地協議を実施した。 ○ 事業計画における回収納付額が 5 千万円以上の基金協会に対して内容照会を行い、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ○ 各基金協会に対して、平成 30 年 12 月末時点における平成 30 年度の回収納付金見込額について調査を行い、見込額が平成 29 年度の回収納付金実績より減少している基金協会に対して、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ○ 求償権の回収向上に資するため、平成 30 年 10	<自己評価> 評定：B 回収実績の進捗管理や基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にやったことから、B とする。 <課題と対応> —

			求償権の回収向上に向けて、回収実績の進捗管理、基金協会との現地協議等の取組は行われているか	月に基金協会向けの研修会を開催した。 ○ 基金協会の各地区において開催された管理・回収会議に出席し、求償権の回収努力を依頼した。 ○ 基金協会から「大口求償債務者の現況及び今後の回収方針等の報告書」の提出を受け、大口求償債務者の現況等を把握して、回収見込のある案件について、求償権の回収努力・促進を依頼した。 ○ 求償権の回収向上に資するため、基金協会から回収事例を収集した。 ○ 保険金支払に係る求償権の適正な管理とその円滑な回収に資するため、各基金協会に対して助成金を交付した。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－1－(5)	農業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年 2 回以上	2 回	2 回					
農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数	年 3 回以上	7 回	7 回					
銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数	年 2 回以上	1 回	3 回					
農業信用基金協会との情報・意見交換回数	年 5 回以上	34 回	35 回					
相談窓口の開設回数	－	－	4 回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年 2 回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年 3 回	(5) 利用者のニーズの反映等 農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年 2 回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年 3 回	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年 2 回以上 ・ 農業者等の全国団体等との情報・意見交換回数：年 3 回以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年 2 回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年 5 回以上 ・ 相談窓口の開設回数	<主要な業務実績> ○ 制度に関する利用者のニーズを把握するため、農業法人協会や融資機関の全国団体等と幅広く意見交換を行った。また、基金協会の各地区ブロック会議、全国常務者会議、全国代表者会議等において意見交換を行った。 ○ 基金協会の保証利用の現状・動向を把握するための調査、農協及び銀行等融資機関に対して保証保険制度や農業融資に対する意識等を把握するための調査を行った。 ○ 災害等により被害を受けた農業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を、4 回開設した。	<自己評価> 評定：B 農業法人協会や融資機関の全国団体等との情報交換等を通じて制度に関する利用者のニーズを把握するとともに、災害発生時には相談窓口を開設し、基金協会等と連携して対応したことから、B とする。 <課題と対応> －

	以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数	以上 ・ 銀行・信用金庫・信用組合等の全国団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 ・ 農業信用基金協会との情報・意見交換回数：年5回以上 ・ 相談窓口の開設回数	＜評価の視点＞ 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか		
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
＜評価に至った理由＞ 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞	
＜その他事項＞	

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-1-(6)	農業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年 1 回以上	—	1 回					
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37 日	99.9%	100.0%					
保険金支払審査	25 日	100.0%	100.0%					
納付回収金の収納	29 日	100.0%	100.0%					
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%					
短期資金貸付審査	月 3 回（5 のつく日）	100.0%	100.0%					
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月 1 回以上	毎月 2 回以上	毎月 2 回以上					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期	(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年	(6) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月 1 回以上 <評価の視点>	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 大口保険引受案件の事前協議について審査の迅速化に資するよう、以下の見直しを行った。 ○ 平成 30 年 4 月より審査方法を見直し、資金使途、業績、返済能力等一定の要件を満たす場合に計画の実現可能性に係るヒアリングを省略することとした。 ○ 大口保険引受案件の事前協議については、事故の未然防止のため、平成 19 年度より引受後保険価額残高 1 億円以上となる案件を対象に開始したところであるが、事前協議の定着状況、事故率等を考慮し、また、円滑な資金融通のため迅速な審査が求められていることを踏まえ、平成 30 年 10 月より、近代化資金等に係る事前協議対象となる金額の範囲について、引受後保険価額残高 1 億円から 2 億円に引上げを行った。	<自己評価> 評定：B 大口保険引受案件の事前協議について、一定の場合におけるヒアリングの省略など、審査方法の見直しを行った。また、事前協議の対象となる引受後保険価額残高について、初めて引上げを行った。これらを通じて、事前協議の平均処理日数の短縮も図られたことから、B とする。 <課題と対応> —

間内に案件の処理を行う。 <目標水準の考え方> 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	1回以上 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回（5のつく日） ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上	1回以上 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 農業長期資金 償還日と同日付貸付 農業短期資金 月3回（5のつく日） ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上	利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	○ この見直しの結果、大口保険引受案件の事前協議の平均処理日数は、平成29年度下期の15.5日から平成30年度下期の14.2日に短縮された。 イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 ○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。	
--	---	---	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	B

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－2－(1)	林業信用保証業務－融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

2. 主要な経年データ								
・主要なインプット情報（林業信用保証勘定）	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報）		
予算額（百万円）	12,631							
決算額（百万円）	7,370							
経常費用（百万円）	1,062							
経常収支（百万円）	△408							
行政サービス実施コスト（百万円）	485							
従事人員数（人）※期初の全体数	※110							
・評価対象となる指標	指標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
保証引受件数	前年度実績以上	1,047件 272億65百万円	1,008件 282億62百万円					
保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率	前年度実績以上	43.9% 460件 158億33百万円	43.6% 439件 170億17百万円					
融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況								
関係団体、都道府県への制度説明回数	年17回以上	30回	41回					
融資機関への訪問による制度普及回数	年70回以上	135回	112回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向け	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向け	2 林業信用保証業務 (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向け	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 保証引受件数：前年度実績以上 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るも	<主要な業務実績> ○ 平成30年度の保証引受は1,008件、282億62百万円（平成29年度1,047件、272億65百万円）であり、継続案件の取りまとめ等により、前年度に比べ件数は39件（3.7%）下回ったものの、制度の普及推進に積極的に取り組んだ結果、新規・増額の案件は227件、64億5百万円（平成29年度206件、54億63百万円）と増加し、保証引受	<自己評価> 評定：B 融資機関等関係団体への訪問、法令改正や制度資金や法令改正についての説明等により積極的な林業信用保証制度の普及

た取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。 【指標】 ○ 保証引受件数（直近 5 年の平均実績：1,260 件） ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率（直近 5 年の平均実績：50%） ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（制度説明回数等） <想定される外部要因> ・ 保証引受件数は、木材の需給動向等による林業・木材産業の設備投資や運転資金の借入額の変動のほか、融資機関によるプロパー融資の動向等に影響を受けるものであることから、評価において考慮するものとする。	た取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。 【指標】 ○ 保証引受件数 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年 17 回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及回数	た取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。 【指標】 ○ 保証引受件数：前年度実績以上 ○ 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率：前年度実績以上 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年 17 回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及回数：年 70 回以上	の比率：前年度実績以上 ○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況 ・ 関係団体、都道府県への制度説明回数：年 17 回以上 ・ 融資機関への訪問による制度普及回数：年 70 回以上 <評価の視点> 林業信用保証制度の普及推進及び利用促進、制度資金に係る保証利用促進に向けた取組が行われているか	け金額は 9 億 98 百万円（3.7%）と前年を上回った。 ○ 保証引受のうち制度資金に係るものは 439 件、170 億 17 百万円（平成 29 年度 460 件、158 億 33 百万円）、引受全体に占める割合は件数で 43.6%、金額で 60.2%（平成 29 年度 43.9%、58.1%）となり、前年度に比べ件数は 21 件（0.3%）下回ったものの、金額では 11 億 84 百万円（2.1%）上回った。 ○ 制度の普及推進及び利用促進を図るため、工程表に基づき「普及キャラバン」を実施し、保証制度や制度資金について説明を行うとともに、法令改正により出資持分の払戻しが可能となったこと、保証利用の際の木材産業等高度化推進資金の利率が改定されたこと等の周知に取り組んだ。 ・ 関係団体等の会議や研修会への参加 41 回（平成 29 年度 30 回） ・ 融資機関への訪問 112 回（平成 29 年度 135 回） ・ 林業成長産業化モデル地域支援保証の申込み 12 件、4 億 28 百万円（平成 29 年度 2 件、31 百万円） ○ 林業信用保証を取り巻く情勢の分析やこれまでの取組の検証に基づき今後の対応方向等を「林業信用保証の利用拡大に向けた戦略的な方策（検討案）」として取りまとめ、平成 31 年 2 月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/rin/uneiinkai-rin.html	推進・利用促進に取り組んだ。また、今後の行動計画につながるよう、普及推進・利用促進に向けた戦略的な方策の検討案を取りまとめた。これらのことから、B とする。 <課題と対応> —
--	---	--	--	---	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	
5. その他参考情報	
林業信用保証勘定において、貸付業務に係る決算額が予算額を4割程度下回っているが、これは、貸付先（都道府県）の資金需要を勘案し措置した額に対し、当年度の貸付実績の減少が主な要因であるが、貸付事業に関しては収支バランスが取れていることから、予算額と決算額に異常性のある乖離は認められない。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－2－(2)	林業信用保証業務－適切な保証料率の設定

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率								
一般資金	—	0.20～1.80% (8 段階)	0.20～1.80% (8 段階)	0.20～1.80% (8 段階)				
制度資金（木材産業等高度化推進資金 4 倍協調等）	—	0.15～1.35% (8 段階)	0.15～1.35% (8 段階)	0.15～1.35% (8 段階)				
制度資金（林業・木材産業改善資金等）	—	0.10～0.90% (8 段階)	0.10～0.90% (8 段階)	0.10～0.90% (8 段階)				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。 ＜目標水準の考え方＞ - 保証料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保証料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 - 保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準	(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。	(2) 適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率の点検、検討は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○ 平成 30 年 12 月に開催した料率算定委員会において、業務収支から見た保証料率、政策性を踏まえた保証料率、被保証者の財務状況に応じた保証料率の 3 つの観点から点検を行った。 その結果、 - 政府事業交付金を加味した業務収支は、おおむね均衡。 - 資金ごとの代位弁済リスクに大きな差異は見られない。 - 被保証者の財務状況に応じた 8 区分の保証料率については、①財務状況による 8 区分のうち下位 4 区分に格付される者の代位弁済リスクが高く、これらの者に政府事業交付金が充当、②金額規模について、政府事業交付金を加味すれば、収支均衡。 - 業界から保証料率の引下げを求める声もあるが、政府事業交付金を前提としての収支均衡を踏まえれば、引下げには慎重。 - 制度資金の保証料率を低く設定することは、政策効果の発揮の観点から相当。また、被保証者の財務状況等に応じた保証料率は、信用保証協会の保証料率とバランス。 以上のことから、現行の保証料率の体系を据え置くことが適当と判断した。	＜自己評価＞ 評定：B 料率算定委員会において、業務収支や代位弁済の状況等を踏まえ、保証料率水準の点検を実施したことから、B とする。 ＜課題と対応＞ —

について不断の見直しを行うことが重要であるため。				○ 料率算定委員会の結果については、従来はリスク管理委員会に報告していたが、平成 30 年度より業務の透明性を高め、実質のある議論を行うため運営委員会にも報告を行うこととし、平成 31 年 2 月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/rin/uneiinkai-rin.html	
--------------------------	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	B

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－2－(3)	林業信用保証業務－代位弁済率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保証引受累計額① (百万円)	－	148,427	28,262					
今期代位弁済額 ② (今期引き受けた案件の み) (百万円)	－	1,670	158					
代位弁済率 (②÷①)	中期目標期間中 の代位弁済率： 2.03%以下	1.13%	0.56%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率（直近5年の平均実績：2.03%） <想定される外部要因> ・ 代位弁済については、経済	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下	(3) 代位弁済率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 財務状況や林業者等の特性を踏まえた的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、融資機関との間での財務諸表や経営改善計画の進捗状況等の情報共有の取組を進める。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。 【指標】 ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の代位弁済率：2.03%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 代位弁済率の低減に向けて、適正な審査の実施、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせによる融資機関とのリスク分担等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ア 保証審査協議会への付議及び融資機関との情報共有 ○ 適正な引受審査 新規・増額・財務内容不良案件等について、債務保証審査協議会に付議した結果、財務内容不良等による拒否や取下げ・再協議等は、378件中12件であった。（平成29年度355件中9件） ○ 融資機関との情報共有 保証審査時に融資機関から事案の内容や支援方針等を聴取する一方、信用基金からも林業・木材産業の状況や保証利用に係る要件等を説明し、審査に必要な情報を互いに共有した。 ○ 適切な期中管理等 ・ 実質管理案件については管理表を作成し、半年ごとに融資機関を通じて収集した財務状況や借入金の返済状況等を確認するなど、適切に期中管理を行った。 ・ 経営状況が悪化した保証先について、専門家を交えた事業再生計画の進捗等について議論する再生支援協議会等主催のバンクミーティングに出席した（27件）。（平成29年	<自己評価> 評定：B 代位弁済率が抑制されるよう適正な審査及び適切な期中管理、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせに取り組んだほか、融資機関と適切に情報の共有を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> －

情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。				度 14 件）融資機関協調支援の場合には保証機関として協調する等、保証先の経営健全化への支援に向けた管理を行った。 イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 融資機関の責任を求めることにより代位弁済のリスク軽減が期待される部分保証（80％保証）や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進した。部分保証の引受実績は、329 件、部分保証の案件の割合は 32.6％（平成 29 年度 351 件、33.5％）。 ○ 他方、財務内容が良好な者を対象として、保証料率低減等のインセンティブを付した「ウッド・サポート 5000」及び「ログ・プロダクツ 3000」の利用を促進した。引受実績は、前者が 18 件、6 億 12 百万円（平成 29 年度 25 件、7 億 30 百万円）、後者が 16 件、2 億 39 百万円（平成 29 年度 19 件、2 億 47 百万円）。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－2－(4)	林業信用保証業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	—	269	281					
回収向上に向けた取組の実施状況								
全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数	年 2 回以上	2 回	2 回					
弁済が滞っている先への催告回数	年 2 回以上	3 回	2 回					
債権回収業者との打合せ回数	年 2 回以上	2 回	3 回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収方策の検討状況、催告頻度、債権回収業者の活用状況等）	(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年 2 回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年 2 回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年 2 回以上	(4) 求償権の管理・回収の取組 求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年 2 回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年 2 回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年 2 回以上	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 全求償権の回収方策等に関する検討会の開催回数：年 2 回以上 ・ 弁済が滞っている先への催告回数：年 2 回以上 ・ 債権回収業者との打合せ回数：年 2 回以上 ＜評価の視点＞ 求償権の回収向上に向けて、求償権の回収方策等に関する検討会、弁済が滞っている先への催告等の取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○ 全求償権の回収方策等に関する検討 全求償権先における回収の進捗状況を確認するため、回収方策等に関する検討会を 2 回（平成 30 年 9 月及び平成 31 年 3 月）開催した。回収の進まない先に対して、催告書の送付、現地訪問による面談、法的手続の実施等の回収方策の見直しを行った。 ○ 弁済が滞っている先への催告 弁済が滞っている先、及び、弁済があってもその額が弁済能力に比して低調な先を対象に催告書を 2 回（平成 30 年 8 月に 14 先、平成 31 年 2 月に 42 先）送付して、弁済の開始、再開又は増額を促進した。 ○ 債権回収業者との打合せ 債権回収業者に委託した求償権先における回収の進捗状況を確認するため、債権回収業者と打合せを 3 回（平成 30 年 8 月、11 月及び平成 31 年 2 月）行い、回収方策等の必要な措置を指示した。 ○ 上記のほか、現地訪問による面談（12 先）、保証債務等履行請求訴訟、不動産競売申立など法的	＜自己評価＞ 評定：B 求償権の回収向上に向けて着実に取り組んだことから、B とする。 ＜課題と対応＞ —

				手続（6件）を実施した。	
--	--	--	--	---------------------	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
＜評価に至った理由＞ 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－2－(5)	林業信用保証業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
木材製造業者を対象としたアンケート調査回数	年 2 回以上	2 回	2 回					
都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数	年 2 回以上	4 回	5 回					
相談窓口の開設回数	－	6 回	8 回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し等を行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成 30 年の基金法改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年 2 回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年 2 回以上	(5) 利用者のニーズの反映等 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し、平成 30 年の独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号。以下「基金法」という。）改正に基づく出資持分の払戻しの計画的な実施等に取り組むほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年 2 回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 木材製造業者を対象としたアンケート調査回数：年 2 回以上 ・ 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年 2 回以上 ・ 相談窓口の開設回数 <評価の視点> 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成 30 年 7 月及び 11 月の 2 回、林業者等（492 者）を対象に、売上げ、純利益、資金繰り、設備投資等の現況・見通し及び実績に関する調査を実施した。 ○ 制度資金に係る都道府県の認定計画への対応状況等を把握するため、平成 30 年 7 月に、都道府県林業信用保証担当者会議を 4 ブロックに分けて開催した。 また、平成 30 年 10 月に都道府県ごとに木材関係団体等に委嘱している相談員を対象とした会議を開催し、各地の林業者等のニーズ把握など情報交換を行った。 ○ 意見交換やアンケートを通じて、事業拡大及び資金需要が見込まれる地域を把握し、制度普及を重点的に行った。また、把握した事業者ニーズを踏まえて保証の新商品の検討を行った。 ○ 出資持分の払戻しが可能な全ての出資者（3,587 者）を対象に、出資に関する制度改正について通知し、払戻しの希望があった 785 者に対し、5 億 37 百万円の払戻しを行った。 ○ 災害等により被害を受けた林業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関す	<自己評価> 評定：B 都道府県、林業関係団体との情報交換等を通じて利用者のニーズを把握するとともに、基金法改正に基づく出資持分の払戻し及び災害発生時の速やかな相談窓口の開設に適切に対応したことから、B とする。 <課題と対応> －

	相談窓口の開設回数	- 都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換回数：年2回以上 - 相談窓口の開設回数		る相談窓口を、8回開設した。	
--	---	--	--	----------------	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
<その他事項>	

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－2－(6)	林業信用保証業務－林業者等の将来性等を考慮した債務保証

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。 ＜目標水準の考え方＞ 林業者等の将来性の評価については、これまで体系的な方法が十分確立されていなかったことを踏まえ、マニュアルの整備に当たっては、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成 30 年度から実施することとし、最終年度までに本格的に導入することが適当。	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組むことが重要である。 このため、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成 30 年度から実施し、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。	(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証 債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証を効果的に実施するためのマニュアル整備に向け、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を実施する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアル整備に向けた取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○ 林業者等の将来性等を考慮した債務保証の在り方や非財務情報の検討項目と判断基準等について検討するため、融資機関の先行事例を収集したほか、平成 30 年 10 月に日本政策金融公庫の事業性評価担当者を講師に招き検討会を開催した。 ○ 平成 30 年 10 月に鹿児島県、12 月に千葉県、平成 31 年 2 月に熊本県、3 月に高知県及び北海道において、事業者（11 者）、融資機関（8 機関）及び保証協会（2 協会）に対するヒアリング、現地調査を実施し、非財務情報に関する検討項目を抽出するとともに、判断基準の設定案の作成に向け、複数例の検証を行った。 ○ 将来性評価の導入に向けた検討状況については、将来性評価の対象とする林業者等のイメージや導入に向けた工程表を整理した上で、平成 31 年 2 月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/rin/uneiinkai-rin.html	＜自己評価＞ 評定：B 将来性を考慮した債務保証の在り方や非財務情報の検討項目と判断基準について検討を進めたことから、B とする。 ＜課題と対応＞ －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	B
5. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－2－(7)	林業信用保証業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年 1 回以上	1 回	1 回					
標準処理期間内の処理								
保証審査	7 日	98.8%	100.0%					
代位弁済	135 日	100.0%	100.0%					
貸付審査	3 日	100.0%	100.0%					
担当部署及び会計部署における点検実施件数	－	1,616 件	1,562 件					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。 ＜目標水準の考え方＞ ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本	(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処	(7) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数 ＜評価の視点＞ 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 林業信用保証業務全般にわたり業務処理方法を点検し、求償債務者の出資持分の処理に関する手続きについて円滑に行うための見直しを行った。 ○ 平成 31 年度年度計画から、出資金払戻しに係る標準処理期間を設定するため、必要なデータ収集や分析を行った。 イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保証料や貸付金の確実な徴収 ○ 保証料については、担当部署及び会計部署のそれぞれの部署が把握している金額を担当部署の複数の職員が突合し、正確性の点検を行い、定められた納入期日までに確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。	＜自己評価＞ 評定：B 業務処理方法の見直し等を行い、適正な事務処理を図ったことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ －

中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を 15 ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保証審査 7 日 (イ) 代位弁済 135 日 (ウ) 貸付審査 3 日 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数	理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保証審査 7 日 (イ) 代位弁済 135 日 (ウ) 貸付審査 3 日 ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施件数			
---	---	---	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	B

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－3－(1)	漁業信用保険業務－適切な保険料率・貸付金利の設定

2. 主要な経年データ								
・主要なインプット情報（漁業信用保険勘定）	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報)		
予算額（百万円）	21,135							
決算額（百万円）	17,701							
経常費用（百万円）	1,697							
経常収支（百万円）	2,761							
行政サービス実施コスト（百万円）	△1,750							
従事人員数（人）※期初の全体数	※110							
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
漁業近代化資金及び漁業 経営改善促進資金								
20 トン以上	－	年 0.30%	年 0.30%	年 0.30%				
その他	－	年 0.22%	年 0.22%	年 0.22%				
事業資金								
20 トン以上	－	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%				
その他	－	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の 設定 ア 保険料率については、適正 な業務運営を行うことを前 提として、漁業の特性を踏ま えつつ、リスクを勘案した適 切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向け て、業務収支の状況や保険事 故の発生状況の実態等を踏 まえ、毎年度、料率算定委員	3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の 設定 ア 保険料率については、適正 な業務運営を行うことを前 提として、漁業の特性を踏ま えつつ、リスクを勘案した適 切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向け て、業務収支の状況や保険事 故の発生状況の実態等を踏 まえ、毎年度、料率算定委員	3 漁業信用保険業務 (1) 適切な保険料率・貸付金利の 設定 ア 保険料率については、適正 な業務運営を行うことを前 提として、漁業の特性を踏ま えつつ、リスクを勘案した適 切な水準に設定する。 その際、収支均衡に向け て、業務収支の状況や保険事 故の発生状況の実態等を踏 まえ、料率算定委員会におい	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務収支の状況や保険 事故の発生状況の実態 等を踏まえ、料率の点 検、検討は行われているか	<主要な業務実績> ア 保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し ○ 平成 30 年 12 月に開催した料率算定委員会 において、保険料率水準の点検を実施したとこ ろ ・ 収支相等の原則を構成する「保険料収入」 「回収金収入」「保険金支出」の 3 要素のほ か、「交付金による収入」も含めて保険収支 を見ると、おおむね均衡、 ・ また、資金種類ごと、区分ごとに見ても、 平成 30 年度理論値保険料率は平成 29 年度 理論値保険料率とおおむね同水準、	<自己評価> 評定：B 料率算定委員会にお いて、業務収支や保 険事故の状況等を踏 まえ、保険料率水準 の点検を実施したこ とから、B とする。 <課題と対応> －

会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 ＜目標水準の考え方＞ ・ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。 【重要度：高】 ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	て保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。	基金協会に対する貸付金利は、適切な水準に設定されているか	これらのことから、現在の保険料率は妥当との結論を得た。 ○ 料率算定委員会の結果については、従来はリスク管理委員会に報告していたが、平成 30 年度より業務の透明性を高め、実質のある議論を行うため運営委員会にも報告を行うこととし、平成 31 年 3 月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/gyo/uneiinkai-gyo.html イ 適切な水準の貸付金利の設定 日本銀行が公表する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率に 2 分の 1 を乗じて得た利率を、引き続き適用した。	
--	---	---	-------------------------------------	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	B

5. その他参考情報
漁業信用保険勘定において、決算額が予算額を 2 割程度下回っているが、これは、保険事故が当初の見込みを下回ったことによる保険金支払の減少や代位弁済の減少に伴い短期貸付金の貸付先（漁業信用基金協会）の資金需要が当初の予定より下回ったことによる短期貸付金の減少等が主な要因であり、予算額と決算額の乖離に特段の問題があるとは認められない。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－3－(2)	漁業信用保険業務－保険事故率の低減に向けた取組

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
今期保険引受累計額① (百万円)	－	383,754	76,797					
今期保険金支払額 ② (今期引き受けた案件の み)(百万円)	－	2,482	－					
保険事故率 (②÷①×保 険てん補率)	中期目標期間中 の保険事故率： 0.95%以下	0.65%	－					

※30 年度の保険金支払額及び保険事故率については、実績が無かったため「－」で表記。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、漁	(2) 保険事故率の低減に向けた取組 中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。 ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。 イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、漁業信用	<主な定量的指標> ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下 <その他の指標> なし <評価の視点> 保険事故率の低減に向けて、基金協会との協議、融資機関との適切なリスク分担、情報の共有等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ア 適正な引受・支払審査に向けた協議の実施等 ○ 基金協会との協議を、以下のとおり実施した。 ・ 保証要綱等の制定・改定に伴う協議実績は無し（平成 29 年度無し） ・ 大口保険引受案件の事前協議 70 件の全件（平成 29 年度 52 件） ・ 大口保険金請求案件の事前協議 19 件の全件（平成 29 年度 26 件） ○ 保険金支払の適切性を確保するため、平成 30 年 10 月以降の大口保険金請求案件の事前協議について、設備資金の使途を確認するための疎明書類（領収書の写し、振込依頼書の写し等）を添付書類として追加し、信用基金においても設備資金の使途確認を行った。 イ 融資機関との適切なリスク分担 ○ 平成 30 年 12 月に開催した業務運営の検証委員会において、現在実施している部分保証やペナルティー方式等の方策について導入効果の検証を行い、以下の結論を得た。 ・ 部分保証やペナルティー方式については利用が低調な現状にある。なお、両制度につ	<自己評価> 評定：B 保険事故率が抑制されるよう、事前協議等の取組を行ったことから、B とする。 <課題と対応> －

要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保険者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率（直近 10 年の平均実績：0.95%） <想定される外部要因> ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	業信用基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保険者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下	基金協会との意見交換等を行うなど連携を深めつつ、必要に応じて方策を拡充する。 ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保険者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整を着実に行う。また、期中管理の実施状況について意見交換等を実施し、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。 【指標】 ○ 中期目標期間中の保険事故率：0.95%以下	いては、信用基金の主体的な取組が可能な制度ではないことから、基金協会及び融資機関の取組を注視。 ・ 大口保険引受の事前協議については、信用基金と基金協会の間で定着しており、基金協会の的確な保証審査の一助として効果を発揮。今後も、効果を維持しつつ、効率的に実施。 ○ 業務運営の検証委員会の結果については、従来はリスク管理委員会に報告していたが、平成 30 年度より運営委員会にも報告を行うこととし、平成 31 年 3 月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/gyo/uneiinkai-gyo.html ウ 保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整 ○ 大口保険引受案件について、事前協議を通じて得られた情報を基金協会に共有するとともに、意見調整を着実に行った。 ○ 求償権の回収促進のための個別協議を実施する際に、求償権を有する基金協会から、代位弁済の発生見込みや現地の水産事情について、併せて把握することとした。また、下半期に個別協議を実施する際にも、現地の水産事情について併せて把握するよう、協議内容の見直しを行った。
---	---	---	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	B

5. その他参考情報

年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－3－(3)	漁業信用保険業務－求償権の管理・回収の取組

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
回収金収入実績（百万円）	－	770	678					
回収向上に向けた取組の実施状況								
回収見込調査実施回数	年2回以上	2回	2回					
求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率	87%以上	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収見込調査実施状況、個別協議実施状況等）	(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上	(3) 求償権の管理・回収の取組 漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。 【指標】 ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 回収向上に向けた取組の実施状況 ・ 回収見込調査実施回数：年2回以上 ・ 求償権を有する漁業信用基金協会との個別協議実施率：87%以上 <評価の視点> 求償権の回収向上に向けて、回収見込調査、個別協議等の取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 基金協会・支所から提出された「求償権分類管理表」に基づき、求償権回収方針や求償債務者の現況について求償権を有する全ての基金協会・支所と個別協議を実施した。 上半期の回収実績の進捗率が低い12基金協会・支所について、下半期に個別協議を実施した。	<自己評価> 評価：B 回収実績の進捗管理や基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にやったことから、Bとする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	B
5. その他参考情報	

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－3－(4)	漁業信用保険業務－利用者のニーズの反映等

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
利用者へのアンケート調査による意見募集回数	年1回以上	－	1回					
漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数	年7回以上	－	7回					
現地水産関係団体との情報・意見交換回数	年3回以上	－	5回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数	(4) 利用者のニーズの反映等 漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上 ＜評価の視点＞ 制度の利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させる取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○ 利用者のニーズの業務運営への適切な反映 制度に関する利用者のニーズを把握するとともに、業務処理方法についての点検及び見直しを図るため、利用者へのアンケートによる意見募集を行った。 ※ 業務処理方法についての点検及び見直しの結果については、第1－3－(5)を参照。 ○ 漁業信用保証保険制度の普及推進・利用促進に向けて、水産加工業者向けの現状と課題について取りまとめ、平成31年3月に開催した漁業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。 その内容は、信用基金ウェブサイトで公表している。 http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/gyo/uneiinkai-gyo.html ○ 災害等により被害を受けた漁業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を、4回開設した。	＜自己評価＞ 評定：B 基金協会を通じたアンケートにより利用者のニーズを把握するとともに、漁業信用保証保険制度の普及推進・利用促進に取り組んだことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ －

	報・意見交換回数：年３回以上	報・意見交換回数：年３回以上			
--	----------------	----------------	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－3－(5)	漁業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年 1 回以上	－	1 回					
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37 日	100.0%	100.0%					
保険金支払審査	25 日	100.0%	100.0%					
納付回収金の収納	29 日	100.0%	100.0%					
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%					
短期資金貸付審査	8 日	－	100.0%					
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月 1 回以上	毎月 1 回以上	毎月 1 回以上					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。	(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての見	(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての見	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年 1 回以上 <評価の視点> 利用者の手続面での負	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 利用者の負担の軽減や迅速化を図るため、業務処理方法の点検・見直しを行い、第 1－3－(4)で実施したアンケートを踏まえて、平成 31 年 4 月より大口保険引受の事前協議の事務手続の簡素化や保証保険契約申込書の添付書類の簡素化を図った。 イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 ○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。	<自己評価> 評定：B アンケートにより得られた利用者からの意見を踏まえて、事務手続の簡素化等に資するよう業務処理方法の見直しに取り組んだことから、B とする。 <課題と対応> －

＜目標水準の考え方＞ - 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 （ア）保険通知の処理・保険料徴収 37日 （イ）保険金支払審査 25日 （ウ）納付回収金の収納 29日 （エ）貸付審査 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上	直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 （ア）保険通知の処理・保険料徴収 37日 （イ）保険金支払審査 25日 （ウ）納付回収金の収納 29日 （エ）貸付審査 漁業長期資金 償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上	担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	
---	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	B

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(1)	農業保険関係業務－農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
・主要なインプット情報（農業保険関係勘定）	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報)		
予算額（百万円）	117,322							
決算額（百万円）	404							
経常費用（百万円）	14							
経常収支（百万円）	6							
行政サービス実施コスト（百万円）	△6							
従事人員数（百万円）※期初の全体数	※110							
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数	年1回以上	3回	10回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知状況	4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年	4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 農業保険関係業務についての情報提供の充実 NOSAIイントラネットに、以下の情報を掲載した。 ① 農業保険関係業務の概要（平成30年度版）及び貸付資金の概要等（平成30年7月） ② 農業共済組合等の財務状況調査結果（平成30年12月） ③ 農業経営収入保険制度の導入等に伴う変更後の貸付取扱要領（平成30年12月） ④ 貸付金利の変更（平成30年10月から平成31年2月にかけて計7回） ○ 全国会長会議等の全国会議において、農業保険関係業務の業務実績及び貸付金利の水準等について説明した。	<自己評価> 評定：B 情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> ー

	1 回以上	1 回以上		○ N O S A I イン트라ネットを活用して、利用者から意見募集を行った。	
--	-------	-------	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
<その他事項>	

5. その他参考情報
農業保険関係勘定において、決算額が予算額を大幅に下回っているが、これは、災害の発生が当初の見込みを下回ったこと等により貸付が計画を下回ったことが主な要因であるため、過去の災害実績を勘案して設定した予算額に対し、決算額が乖離していることは、やむを得ないものとする。

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(2)	農業保険関係業務－共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	4日	100.0%	100.0%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> ア 民間金融機関から融資を受けるよう促進 ○ N O S A I イントラネットや、全国会長会議等の全国会議を通じて、共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促した。 ○ 全ての貸付案件（3件）について、 - 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか - 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資を検討した上で信用基金から借入れを行うこととした理由を内容とする調書を徴求した。 ○ 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 イ 適切な水準の貸付金利の設定 ○ 貸付金利について、農業共済団体等にとって過大な負担にならないよう、市中金利と同程度の水準（借入申込み期間に相当する全銀協日本円T I B O R レートに、一定の率を上乗せ）とし、0.198%から0.286%の水準に設定した。 ウ 貸付金及び貸付金利息の確実な回収 ○ 貸付金及び貸付金利息について、定められた期日どおりに全額回収した。	<自己評価> 評定：B 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	B
5. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(1)	漁業災害補償関係業務－漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
・主要なインプット情報（漁業災害補償関係勘定）	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報)		
予算額（百万円）	28,432							
決算額（百万円）	14							
経常費用（百万円）	10							
経常収支（百万円）	△4							
行政サービス実施コスト（百万円）	3							
従事人員数（百万円）※期初の全体数	※110							
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数	年1回以上	－	1回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実 平成30年4月にリーフレットを作成し、信用基金ウェブサイトに掲載した。 http://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/guide/saigai/gyosai.html ○ 漁業災害補償関係業務運営委員会、全国漁業共済組合連合会の理事会・総会、漁業共済全国会議（漁業共済組合、漁業共済組合連合会、県庁の共済担当者が出席）を利用して利用者からの意見の募集を行った。	<自己評価> 評定：B 情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> －

	年1回以上	年1回以上			
--	-------	-------	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
<その他事項>	

5. その他参考情報
漁業災害補償関係勘定において、決算額が予算額を大幅に下回っているが、これは、災害の発生が当初の見込みを下回ったこと等により貸付が計画を下回ったことが主な要因となっており、過去の災害実績を勘案して設定した予算額に対し、決算額が乖離していることは、やむを得ないものと考え。

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(2)	漁業災害補償関係業務-共済団体に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	—	—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（４日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（４日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> (借入申込み、貸付け及び回収の実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	—
5. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-1	事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）

2. 主な経年データ									
・評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)		30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
事業費	—	10,567	4,383	4,120					
うち保険金（農業）	—	6,946	2,291	2,394					
求償権管理回収助成（農業）	—	28	28	28					
代位弁済費（林業）	—	1,200	673	525					
求償権回収事業委託費（林業）	—	20	14	10					
保険金（漁業）	—	2,358	1,363	1,147					
回収奨励金（漁業）	—	14	14	15					
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成 29 年度比で 5 %以上削減			—	—	—	—	5 %	
29 年度予算に対する削減率（実績値）	—	—	—	61.0					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第4 業務運営の効率化に関する事項 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。 <想定される外部要因> ・ 保険金及び代位弁済費については、経済情勢、国際環境	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）を削減する。	<主な定量的指標> ○ 事業費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減が図られているか	<主要な業務実績> ○ 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）の平成30年度支出実績は41億20百万円（平成29年度43億83百万円）であり、事業費トータルでみて平成29年度予算対比で61.0%の削減であった。 ○ 農業・漁業の基金協会との事前協議の徹底、適正な引受審査の実施等を通じて保険金支払ないしは代位弁済費の支出の抑制に精力的に取り組んだこと（第1-1-(3)、第1-2-(3)及び第1-3-(2)を参照）、また、引受残高が減少基調	<自己評価> 評定：B 信用基金として、適正な引受審査の実施等を通じて、保険金支払ないしは代位弁済費の支出の抑制に精力的に取り組んだものの、保険金支払ないしは代位弁済費の支出は、それ以上に保険及び保証の引受残高の動向に大き

の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。				にある中で、事業費の大宗を占める保険金支払及び代位弁済費の支出が結果的に減少したことにより、上記のとおり大幅な削減率になったものと考えられる。	く影響されるものであることから、Bとする。 <課題と対応> —
---	--	--	--	---	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	
<その他事項>	

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-2	経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）

2. 主な経年データ									
・評価対象となる指標	達成目標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)		30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
一般管理費（A）		2,011	1,679	1,723					
うち削減対象外経費(B)		1,599	1,387	1,379					
一般管理費（削減対象） （A－B）		412	292	345					
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成 29 年度比 で 20％以上削減			－	－	－	－	20％	
29 年度予算に対する削 減率	－	－	－	16.3％					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第3の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。 ア 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 イ 業務実施方法を見直す。	2 経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。 (1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 (2) 業務実施方法を見直す。	2 経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）を抑制する。 (1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 (2) 業務実施方法を見直す。 (3) 個別業務単位ごとの予算	<主な定量的指標> ○ 事業費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費の削減に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 経費支出の抑制に向けた取組 ○ 経費支出の抑制につながるものとして、主に以下の取組を行った。 ・ 役職員に対する費用対効果等のコスト意識の徹底として、平成30年4月に「支出点検プロジェクトチーム」で決定した平成30年度の取組目標を役職員専用情報サイトに掲載して周知した。 ・ 物品調達等に係る少額随意契約について、従来の見積り合わせに比べ競争原理が働き契約が低く抑えられるオープンカウンター方式を平成30年4月より実施し、支出の抑制に努めた。 ・ 個別業務単位ごとの予算執行状況について、勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、支出実績を確認するなど、適正に期中管理を行った。 ○ 一般管理費（人件費等削減対象外とされてい	<自己評価> 評定：B 経費支出の抑制に向けて、着実な取組を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> —

ウ 個別業務単位ごとの予算 執行状況の期中管理を徹底 する。 (2) 人件費（退職手当及び法定福 利費を除く。また、人事院勧告 を踏まえた給与改定部分を除 く。）については、政府の方針を 踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、 国家公務員の給与水準を十分 考慮し、手当を含め役職員給与 の在り方について厳しく検証 した上で、対国家公務員地域・ 学歴別指数（地域・学歴別法人 基準年齢階層ラスパイレス指 数）が中期目標期間中は、毎年 度 100 を上回らない水準とし、 給与水準の適正化に取り組む とともに、検証結果や取組状況 を公表する。	(3) 個別業務単位ごとの予算 執行状況の期中管理を徹底 する。	執行状況の期中管理を徹底 する。		る経費は含まない。)の平成 30 年度支出実績は 3 億 45 百万円（平成 29 年度 2 億 92 百万円） で、平成 29 年度予算対比で 16.3%の削減であ った。 なお、平成 30 年度に予定していた経費支出 のうち、システムの改修に係る調達については 次年度に繰り越すこととし、会議システム（タ ブレット）の導入については検討の結果見送る こととした。 (2) 人件費の効率化 第 4－2 を参照。	
---	---	-----------------------------	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2－3	調達方式の適正化

2. 主な経年データ															
・評価対象となる指標		指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)		30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)		2 年度 (2020 年度)		3 年度 (2021 年度)		4 年度 (2022 年度)		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争 等入札	件数	－	8 件	73%	17 件	77%									
	金額（百万円）	－	44	63%	197	88%									
随意契約	件数	－	3 件	27%	5 件	23%									
	金額（百万円）	－	26	37%	27	12%									
合計	件数	－	11 件	100%	22 件	100%									
	金額（百万円）	－	69	100%	224	100%									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契	3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契	3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 調達に係る契約についての政府の方針を踏まえて、適正な調達に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 平成 30 年 6 月に策定した平成 30 年度調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な実施、一者応札・応募の改善の取組、合理的な調達の実施等に取組み、調達方式の適正化を図った。 平成 30 年度の一般競争入札等は 17 件、1 億 97 百万円で、契約全体に対する割合は、件数で 77%、金額で 88%であった。 イ 平成 30 年度に締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。 また、1 者応札・1 者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 平成 30 年度調達等合理化計画（案）、平成 29 年度調達等合理化計画の自己評価（案）及び個々の契約案件の事後点検については、平成 30 年 4 月に開催した契約監視委員会において審議を受け承認された。 また、平成 31 年度調達等合理化計画（案）、平成 30 年度調達等合理化計画の自己評価（案）	<自己評価> 評定：B 調達等合理化計画及び調達に係る推進体制の整備について、着実に取り組んだことから、B とする。 <課題と対応> －

約案件の事後点検を行う。 イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。	約案件の事後点検を行う。 イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。	の事後点検を行う。 イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。		及び個々の契約案件の事後点検については、平成 31 年 4 月に開催した契約監視委員会において審議を受け承認された。 イ 信用基金は、総括理事（総務担当）を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、平成 30 年 4 月開催の契約監視委員会において、契約審査委員会の開催状況等について審議を受け承認された。 その際示された、 ① 契約審査委員会で審議された事案を、適宜、契約監視委員会委員に報告してほしい、 ② 調達担当者に対する研修については、なるべく多くの調達担当者が参加できるように実施してほしい との意見に、それぞれ対応した。 ウ 随意契約案件については、随意契約とする理由が妥当か（「契約事務取扱細則第 34 条第 1 項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」（平成 30 年 1 月 31 日制定）（以下「随意契約にできる具体的事例」という。）に該当しているか）等、契約審査委員会の審査を受けた上で契約締結を行った。 平成 30 年度に締結した個々の契約の実施状況について、平成 31 年 3 月開催の契約審査委員会において、確認を行った。 エ 平成 30 年度に随意契約により調達した 5 件、27 百万円については、随意契約にできる具体的事例に該当することについて、契約審査委員会で審査を受け契約を締結した。
--	--	---	--	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	B

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2－4	電子化の推進

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ＩＣＴの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。	4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ＩＣＴの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。	4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、以下のとおりＩＣＴ活用の取組を推進する。 (1) 内部稟議や法人文書の保管、閲覧、検索の効率化を図るため、電子決裁システムを導入する。 (2) ペーパーレス化を推進するため、会議システム（タブレット）を導入する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務の効率化及び簡素化を図る観点から、業務の電子化の推進に向けた取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○ 業務の効率化の観点から、これまで農業、林業、漁業の各部門において、別々に3台のファイルサーバを運用してきたが、部門間での情報共有を可能にするため、平成30年9月に全部門共有のファイルサーバを導入し、情報の可用性の改善に取り組んだ。ＩＣＴ活用については、以下に取り組んだ。 (1) 電子決裁システムの導入 内部稟議や法人文書の保管、閲覧検索の効率化を図るため、文書管理システムの更新に合わせて、電子決裁機能及びグループウェアを付加して調達を行い、平成31年4月より稼働した。 (2) ペーパーレス化の推進のための会議システムの導入 ペーパーレス化を推進するための会議システム（タブレット）の導入については、以下の点から困難と判断し、当面は会議システム（タブレット）の導入を見合わせることにした。 ・ 当初、市販のパッケージソフト及び機器を調達し導入することを予定していたが、平成29年11月に設置したＣＩＯ補佐官と協議を行う中で、政府統一基準群のセキュリティ要件を満たすパッケージソフトは市販されていないことが判明。 ・ 無線ＬＡＮで会議システムを運用するには、市販のパッケージソフトのカスタマイズや会議室におけるセキュリティ対策の設備工事に多額の費用がかかること。	＜自己評価＞ 評定： B 会議システムについては、検討の結果、導入を見送ったものの、共有ファイルサーバ及び電子決裁システムについては計画どおりに導入するなど、業務の電子化に向けての取組を進めたことから、Bとする。 ＜課題と対応＞ －

				有線LANでの運用には、信用基金内5カ所の会議室にLANケーブルを敷設する必要があるが、令和2年に事務所の仮移転が予定されている中で、見合わないこと。 (3) その他（信用基金ホームページのリニューアル） 信用基金ホームページについては、これまでもウェブアクセシビリティの改善に向けて、利用しづらいページ等の洗い出しに取り組んできたが、アクセシビリティ対応や公表事項の検索の改善を含めてリニューアルに向けて取り組んだ。	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 B	
<評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第 3 - 1		財務運営の適正化						
2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A－B）		3,431	2,878					
収益合計（A）		5,722	5,272					
政府事業交付金収入		54	37					
事業収入		5,669	5,235					
保険料収入		2,947	2,840					
回収金収入		2,722	2,395					
費用合計（B）		2,291	2,394					
事業費		2,291	2,394					
保険金		2,291	2,394					
林業信用保証業務								
業務収支（百万円） （A－B）		64	48					
収益合計（A）		737	574					
政府事業交付金収入		175	13					
事業収入		562	561					
保証料収入		293	279					
求償権回収収入		269	281					
費用合計（B）		673	525					
事業費		673	525					
代位弁済費		673	525					
漁業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A－B）		1,161	1,367					
収益合計（A）		2,524	2,514					
政府事業交付金収入		960	1,096					
事業収入		1,564	1,418					
保険料収入		793	736					
回収金収入		772	683					
費用合計（B）		1,363	1,147					
事業費		1,363	1,147					
保険金		1,363	1,147					

（注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第5 財務内容の改善に関する事項 1 財務運営の適正化 我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第3の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。 特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第3の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。 <想定される外部要因> 業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1 財務運営の適正化 我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。 特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第1の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1 財務運営の適正化 我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。 特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第1の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指す取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 第2-1に記したとおり、保険及び保証の引受は増加しているものの、保険金及び代位弁済費の支出が、中期計画策定時で想定したよりも大幅に減少していることを背景に、農業信用保険勘定、林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定のいずれも平成30年度の業務収支は黒字となった。 ○ 業務ごとの状況は、以下のとおり。 (農業信用保険勘定) 農業信用保険業務については、第1-1-(3)に記したとおり、基金協会との事前協議、適正な引受・支払審査、大口保険引受先を中心とした期中管理等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、平成30年度の業務収支は黒字となった。 (林業信用保証勘定) 林業信用保証業務については、第1-2-(1)に記したとおり、関係団体や融資機関に対して計153回の説明を行うなど制度の普及推進・利用促進に向けた取組を実施し、保証引受額は282億62百万円となり、前年を9億98百万円上回った。このほか、第1の2-(3)の代位弁済率の低減に向けた取組、第1の2-(4)の求償権の回収等の取組、さらに、出資持分の払戻しの求償権への充当もあり、平成30年度の業務収支は黒字となった。 (漁業信用保険勘定) 漁業信用保険業務については、第1-3-(2)に記したとおり、基金協会との事前協議、保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、平成30年度の業務収支は黒字となった。	<自己評価> 評定：B 勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指して、財務運営の適正化に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> —

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	B
5. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-2	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		24,836	24,194					
支出合計		21,513	21,652					
林業信用保証勘定（百万円）								
収入合計		7,612	7,789					
支出合計		8,127	7,370					
漁業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		15,761	18,485					
支出合計		14,175	17,701					
農業保険関係勘定（百万円）								
収入合計		535	385					
支出合計		313	404					
漁業災害補償関係勘定（百万円）								
収入合計		6	6					
支出合計		19	14					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 適正な業務運営を確保するものであるか	＜主要な業務実績＞ ○ 予算に対する決算の状況は、別紙のとおりであり、勘定ごとの状況は以下のとおり。 (農業信用保険勘定) 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、支出及び収入の決算額は予算額を下回った。 (林業信用保証勘定) 木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、支出及び収入の決算額は予算額を下回った。 (漁業信用保険勘定) 基金協会の保証債務の履行を円滑にするため	＜自己評価＞ 評定：B 適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施したこと等から、Bとする。 ＜課題と対応＞ －

				に必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、支出及び収入の決算額は予算額を下回った。 (農業保険関係勘定、漁業災害補償関係勘定) 予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。 平成 30 年度においては想定したような大災害が発生しなかったことから、予算と決算に大きな乖離が生じた。 ○ 収支計画に対する決算の状況は、以下のとおり。 (農業信用保険勘定) 責任準備金の積立額が減少し戻入となったこと等により、28 億 5 百万円の当期総利益を計上した。 (林業信用保証勘定) 保証債務残高の増加に伴い保証債務損失引当金の繰入が生じたこと等により、4 億 8 百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。 (漁業信用保険勘定) 責任準備金の積立額が減少し戻入となったこと等により、27 億 61 百万円の当期総利益を計上した。 (農業保険関係勘定) 一般管理費のうち人件費を除いた経費を削減したこと等により、6 百万円の当期総利益を計上した。 (漁業災害補償関係勘定) 貸付実績がなく、事業収入が減少したこと等により、4 百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	B
5. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	決算情報・セグメント情報の開示

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 適切な区分に基づく情報の開示は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○ 平成 30 年 6 月に、勘定区分に応じた平成 29 年度財務諸表（6 月 20 日主務大臣承認）を信用基金ウェブサイトに掲載した。 財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表に加え、以下の情報を掲載した。 ① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」（以下「財会省令」という。）に規定された区分毎の財務諸表と併せて、決算概要を説明した資料 ② 決算情報について、経年比較や財務分析指標 ③ 事業報告書について、財会省令の区分による、 ・ 事業損益の経年比較・分析 ・ 総資産の経年比較・分析 ・ 財源構造及び財務データ ・ その他業務実績等報告書と関連付けた事業説明 http://www.jaffic.go.jp/information_disclosure/outline2/financial_statements.html#29	＜自己評価＞ 評価：B 決算情報・業務内容に応じた情報の開示を行ったことから、B とする。 ＜課題と対応＞ －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	B
5. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－4	長期借入金の条件

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第 1 項又は暫定措置法第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第 1 項又は暫定措置法第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第 1 項又は暫定措置法第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 極力有利な条件で借入れを行っているか	<主要な業務実績> （実績は、なし）	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	－
<評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-5		短期借入金の限度額						

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	5 短期借入金の限度額 農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において782億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。	5 短期借入金の限度額 農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において782億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 限度額の範囲内で行われたか	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	－

5. その他参考情報

年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－6	不要財産の処分に関する計画

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 予定なし。	6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	－

5. その他参考情報

年度評価 項目別評価調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－7	不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。	7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	－

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－8	剰余金の使途

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	8 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ ネット機関としての役割の向 上のため、人材の育成・研修、 情報システムの充実等の使途 に使用する。	8 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ ネット機関としての役割の向 上のため、人材の育成・研修、 情報システムの充実等の使途 に使用する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 目的積立金は、中期計 画で定めた使途に使用 されているか	<主要な業務実績> （目的積立金を積み立てていないことから、実績な し）	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	－
<評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

5. その他参考情報

年度評価 項目別評価調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4－1	施設及び設備に関する計画							

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし。	第4 その他業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	－

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4－2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員数								
定員	113 名	113 名	113 名					
実員（期初。再雇用を含む。）	－	108 名	110 名					期初は、各年度の 4 月 1 日現在である。
実員（期末。再雇用を含む。）	－	99 名 (106 名)	101 名 (105 名)					期末は、各年度の 3 月 31 日現在である。カッコ内は、期末の退職者を含む常勤職員数である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
1 職員の人事 (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、人員の抑制を図る。 (2) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (3) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、期末の常勤職員数が期初の常勤職員数（113 名）を上回らないようにする。 (2) 人件費の効率化 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度 100 を上回らない水準とし、	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、平成 31 年 3 月 31 日の常勤職員数が平成 30 年 4 月 1 日の常勤職員数（113 名）を上回らないようにする。 (2) 人件費の効率化 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年	<主な定量的指標> ○ 定員及び実員の推移 <その他の指標> なし <評価の視点> 人員体制、人件費の効率化、人事評価及び人材の確保・養成に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 人員 ○ 業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案して人員配置を行った。 平成 30 年度には 3 名を新規採用し、この結果、平成 30 年 4 月 1 日時点で 110 名、平成 31 年 3 月 31 日時点で 101 名（平成 31 年 3 月末の退職者を含めると 105 名）となった。 ○ 平成 31 年度からの施行に向けて、以下のとおり組織体制を大幅に見直した。 ・ 職員の士気の向上に資するよう「上席課長補佐」「主任」という新たな職名の設置 ・ 部署の名称の簡素化及び部門を超えた名称の統一化 ・ 部門横断的な事務遂行の一体化の促進に向けて、①複数の部門に関係する企画事務の一体化、②情報システムに関する事務の集約化、③経理業務の見直し（②と③については令和元年 10 月より施行予定。） (2) 人件費の効率化 ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正した。 ○ 給与水準について、平成 30 年度の対国家公	<自己評価> 評定：B 組織体制や研修計画の見直しのほか、人事評価、人材の確保、人材の養成について取り組んだ。また、給与水準について、対国家公務員地域・学歴別指数は 100 を上回らなかった。これらのことから、B とする。 <課題と対応> －

イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。	給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 (参考) 期中の人件費総額（見込み）5,569 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。 (3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。	度 100 を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 (3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。		務員地域・学歴別指数は 99.6 であった。 (3) 人事評価 ○ 能力評価、業績評価等により、人事評価を行った。 ○ 人事評価のプロセスの一環として、平成 30 年度上半期より、新たに管理職と課員の面談を行った。 ○ 人事評価の結果については、職員の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料として活用した。 ○ 役員の期末特別手当については、役員給与規程により、主務大臣が行う業績評価の結果を参考として、その者の業績を勘案して支給した。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 ○ 外部から登用した金融機関勤務経験者、再雇用した定年退職職員を適所に配置し、その専門知識や経験を業務に生かした。 ○ 新規職員の採用について、優れた人材を確保するため、前年度までのスケジュールの見直しを行った。具体的には、採用試験の時期を早める、7 月中に合格者への通知を行う、10 月 1 日に内定式を行う等。 ○ 労働契約法に基づく有期労働職員（派遣職員）の無期転換ルールに対応するため、平成 30 年 9 月に非常勤職員就業規則を制定した。その 10 月 1 日の施行と同日付けで、非常勤職員 2 名を採用した。 イ 人材の養成 ○ 各職員の在籍状況を把握しつつ、日常の業務及び研修により能力向上を図るとともに、人事評価結果等により適性を見極め、適材適所の配置を行った。 ○ 「能力開発研修（専門研修）実施要領」に基づき職員研修を行い、専門知識を有する人材の育成に取り組んだ。 ○ 若手職員に対する研修の充実、管理職員及び	
---	---	---	--	--	--

				中堅職員の外部研修への参加を通じて、より高度な専門知識を有する人材の養成に取り組んだ。 ○ 平成 31 年度からの施行に向けて、以下のとおり研修計画を大幅に見直した。 ・ 職員のステージ（新人、若手、中堅、管理職）や専門分野（システム関係、経理関係）に応じた研修の構築 ・ 若手職員に対する研修の充実	
--	--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第4-3	積立金の処分に関する事項							

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、各業務に充てられているか	<主要な業務実績> ○ 林業信用保証勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上の前中期目標期間繰越積立金は、林業信用保証勘定における当期純損失4億8百万円及び漁業災害補償関係勘定における当期純損失4百万円の補てんに充てた。 なお、農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定及び農業保険関係勘定に計上の同積立金は、同勘定において当期純利益を計上したことから、同積立金の取崩を行っていない。	<自己評価> 評定：B 積立金を当期純損失の補てんに充てたことから、Bとする。 <課題と対応>

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	B

5. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-4-(1)	ガバナンスの高度化

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
2 ガバナンスの高度化 (1) 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。 (2) 内部統制機能の強化 ア 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。 イ 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。 ウ リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。 エ コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員	4 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) ガバナンスの高度化 ア 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。 イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。 (イ) 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。 (ウ) リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。	4 その他 (1) ガバナンスの高度化 ア 運営委員会 政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。 イ 内部統制機能の強化 (ア) 役員会 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に開催して、業務に関する重要事項について意見交換を行う。 (イ) 内部統制委員会 理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。 (ウ) リスク管理委員会 外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ガバナンスの高度化に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ア 運営委員会 ○ 運営委員会においては、やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認められるときの議決方法について、これまで詳細なルールを規定していなかったことから、書面議決に係る運営細則を制定した。 ○ 平成 30 年の改正基金法の「出資持分の払戻し」に係る中期計画・年度計画の変更については、改正基金法の公布、施行後速やかに手続を行う必要があったことから、運営委員会に諮って書面議決を行った。 ○ 平成 30 年 9 月から 10 月に開催した運営委員会において、前年度の業務実績評価書、決算等について報告を行った。また、平成 31 年 2 月から 3 月に開催した運営委員会において、業務方法書の変更、中期計画の変更、平成 31 年度年度計画について審議を行った。 ○ 運営委員会の運営方法の見直し 運営委員会において、法定の議決事項である業務方法書、中期計画、年度計画について審議を行った。また、これまで運営委員会に報告してこなかった「料率算定委員会」「業務運営の検証委員会」の結果や、中期目標等で各業務の重要課題と位置付けられている「信用保証（保険）制度の普及推進・利用促進」「農業信用保険業務における借入者の信用リスクに応じた保険料率の導入」「林業信用保証業務における	<自己評価> 評定：B 運営委員会について、各業務の重要課題の検討状況について新たに報告を行うなど、業務運営の透明性を高め、実質のある議論につながるよう運営方法の見直しを行い、委員からの意見等を業務運営に反映させるよう取り組んだ。 また、役員会や内部統制委員会の開催、監査の実施等を通じて内部統制の強化に取り組んだほか、信用基金の内部に設置している会議体について今日的にその在り方を見直し、一部について廃止又は統合を行った。 これらのことから、B とする。 <課題と対応> －

会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。 オ 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。 カ 監査 各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。	(エ) コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。 (オ) 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。 (カ) 監査 各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。	(エ) コンプライアンス 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。 (オ) 事務リスク自主点検 事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。 (カ) 監査 各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。		将来性評価の導入」といった事項の検討状況について報告を行うなど、幅広く意見を聞き、今後の業務運営に反映されるよう見直しを行った。 イ 内部統制機能の強化 ○ 内部会議体の在り方の見直し 信用基金の内規により設置されている 23 の会議体について、今日的にその在り方の見直しを行い、以下について平成 31 年度より廃止又は統合を行うこととした。 ・ 支出点検プロジェクトチーム ・ 農業融資保険審査委員会 ・ 債権管理事案協議会（林業部門） ・ 情報化推進委員会 ・ 東日本大震災対策推進本部 (ア) 役員会 ○ 役員会を 13 回開催（うち臨時役員会 2 回）。各業務実績の報告を受けて、年度計画の進捗管理を行うほか、中期計画・年度計画の変更や運営委員会の開催など、業務運営に関する重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐した。 ○ 平成 30 年 4 月と 10 月に理事長が示したメッセージ（「平成 30 年度の業務運営に向けて」、「平成 30 年度下半期に向けて」）を役職員専用情報サイトに掲載して、役職員に周知した。 (イ) 内部統制委員会 ○ 四半期ごとに内部統制委員会を開催し、各種委員会の取組状況に係るモニタリング等を実施し、内部統制を推進した。 ○ 業務の進捗管理がメリハリのある効果的なものとなるよう、事務作業の効率化にも配慮し、①期中評価分析の頻度を四半期ごとから半期ごとに減らす、②年度計画における各指標について毎月の進捗管理を行う、③重点課題の進捗管理を始める等の見直しを行った。 (ウ) リスク管理委員会 ○ 平成 30 年 7 月及び平成 31 年 1 月にリスク管理委員会を開催し、リスク計量結果、リスク管理に係る対応状況、「料率算定委員会」「業務
--	--	--	--	--

				運営の検証委員会」の結果等について、報告した。 (エ) コンプライアンス推進のための取組 ○ 役職員を対象としたコンプライアンス研修やコンプライアンス・チェックを実施したほか、コンプライアンス・マニュアルや Q&A の見直し等を行った。 ○ 平成 31 年 3 月に、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス・チェックの実施結果概要報告や改善策の提案等について協議を行った。 (オ) 事務リスク自主点検の実施 ○ 平成 30 年 9 月に事務リスク自主点検を実施し、過去の内部監査等による指摘事項等を踏まえ、事務ミスの有無について確認を行った。 ○ 年度内に発生した事故について、理事長に対して速やかに報告をするとともに、再発防止策等を検討した。その後、四半期ごとの内部統制委員会に報告を行った。 ○ 事故発生・対応状況及び再発防止の取組について、内部監査等により随時確認を行った。 ○ 平成 30 年 8 月、11 月及び平成 31 年 3 月に開催した業務改善委員会において、業務改善策提案 7 件について審議を行った。 (カ) 監査を通じた適切かつ健全な業務運営 ○ 内部監査の実施 「内部監査規程」(平成 27 年 3 月改正)に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従い、内部監査を実施した。結果については、随時理事長へ報告した。 ○ 監事監査の実施 平成 30 年度監事監査計画に基づき、監事監査を実施した。 ○ 会計監査人による監査の実施 ・ 平成 30 年 9 月の会計監査人候補者選定委員会にて平成 30 年度から令和 4 年度までの複数年度候補者を選定した後、平成 30 年度	
--	--	--	--	---	--

				の会計監査人について主務大臣あてに選任請求を行い、10 月に主務大臣より選任の通知を受領した。 平成 30 年 11 月、平成 31 年 2 月～3 月に会計監査人監査（期中往査）が行われ、指摘はなかった。	
--	--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	B
5. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-4-(2)	情報セキュリティ対策

2. 主な経年データ								
・評価対象となる指標	指標	(参考) 平成 29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
3 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定)、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、平成 29 年度に設置した C I S O アドバイザーの専門的な知見の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するため、以下の事項を実施した。 - インターネットへの不正な通信を監視・制御するため、新たに情報セキュリティ機器を平成 31 年 3 月に導入した。 - 信用基金 C S I R T 構成員を対象に N I S C 主催のセキュリティ研修及び情報セキュリティ対策のための統一基準群に関する勉強会へ派遣しセキュリティ対策に対する知識の向上に取り組んだ。 - 主務省や N I S C から提供される情報セキュリティ対策に関する情報等を、役職員に周知・注意喚起を行うことで脅威に対するセキュリティ意識の向上に取り組んだ。 - C I S O アドバイザーの助言を踏まえ、「情報システム台帳」を整備し機器やソフトウェア構成の明確化を図り、「情報資産管理台帳」の整備により情報資産毎のリスク分析が完了したことで、適切な情報セキュリティ対策の推進が可能となった。	<自己評価> 評定：B 情報セキュリティの確保に向けて、平成 30 年度においては、新たに情報セキュリティ機器の調達を行ったほか、C I S O アドバイザーの助言を踏まえ「情報システム台帳」「情報資産管理台帳」を整備したこと等により、適切な情報セキュリティ対策の推進が可能となったことから、B とする。 <課題と対応> ー

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	B
5. その他参考情報	

1. 平成30事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受 入 事 業 交 付 金	1,319	904	-		319	319	1,000	585	-	-	-	-
政 府 補 給 金 受 入	2	2	-		2	2	-	-	-	-	-	-
民 間 出 資 金	81	47	-		80	46	0	-	1	1	-	-
事 業 収 入	132,472	48,969	25,406	23,834	11,285	7,167	19,479	17,607	59,079	361	17,222	-
運 用 収 入	956	919	365	356	252	251	310	282	23	23	6	6
借 入 金	68,604	-	-		-	-	-	-	57,399	-	11,205	-
そ の 他 の 収 入	4	18	3	3	1	3	0	11	-	-	0	-
合 計	203,437	50,859	25,774	24,194	11,939	7,789	20,789	18,485	116,501	385	28,433	6

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目		総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
運 営 経 費	民 間 出 資 金	1,100	537	-	-	1,100	537	-	-	-	-	-	-
	事 業 費	202,733	44,881	25,424	20,979	10,922	6,254	20,675	17,258	117,300	390	28,411	-
	一 般 管 理 費	2,904	1,723	1,792	674	609	579	460	442	22	14	21	14
	直 接 業 務 費	1,237	162	1,153	99	37	31	42	31	4	1	1	0
	管 理 業 務 費	287	314	119	117	97	115	59	75	7	3	6	3
	人 件 費	1,379	1,247	520	458	476	433	359	336	10	10	14	10
合 計		206,736	47,141	27,217	21,652	12,631	7,370	21,135	17,701	117,322	404	28,432	14

2. 平成30事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目		総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常収益	政府事業交付金収入	1,476	1,199	304	37	334	66	838	1,096	-	-	-	-
	政府補給金収入	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-
	事業収入	6,558	7,012	4,845	5,244	316	332	1,351	1,436	24	0	22	-
	財務収益	960	910	370	352	252	250	314	282	19	19	6	6
	引当金等戻入	25,429	2,032	25,406	388	23	-	-	1,644	-	-	-	-
	雑益	4	7	3	3	1	3	0	-	-	-	0	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額		-	412		-	-	408	-	-	-	-	-	4
当期総損失		1,576	-	1,219	-	260	-	117	-	-	-	-	-
合 計		36,006	11,574	32,147	6,024	1,187	1,062	2,620	4,458	43	20	28	10

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目		総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常費用	事業費	7,077	3,813	4,863	2,497	27	10	2,187	1,306	0	-	0	-
	一般管理費	2,865	1,611	1,822	666	585	542	423	381	19	14	16	9
	直接業務費	1,224	135	1,153	94	26	21	39	19	4	1	1	0
	管理業務費	287	250	130	98	86	89	59	57	6	2	5	3
	人件費	1,355	1,226	539	474	472	431	326	305	8	11	10	6
	減価償却費	79	80	56	56	13	13	10	11	0	0	0	0
	財務費用	18	2	0	0	2	2	0	0	10	0	6	0
	引当金等繰入	560	496	-	-	560	495	-	-	-	-	-	1
臨時費用	時損損失	-	1	-	0	-	0	-	0	-	-	-	0
	固定資産除却損	-	1	-	0	-	0	-	0	-	-	-	0
当期総利益		-	5,571	-	2,805	-	-	-	2,761	13	6	6	-
合 計		10,599	11,574	6,741	6,024	1,187	1,062	2,620	4,458	43	20	28	10

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 平成30事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	134,753	50,812	25,783	24,203	11,860	7,744	20,781	18,475	59,101	384	17,228	6
投資活動による収入	10	0	-	-	0	0	9	-	1	-	-	-
財務活動による収入	68,685	58	-	-	80	46	0	11	57,400	1	11,205	-
前年度からの繰越金	158,427	160,104	55,974	57,092	41,914	41,879	51,637	51,578	2,899	3,548	6,005	6,007
合 計	361,875	210,974	81,757	81,295	53,854	49,670	72,426	70,064	119,400	3,933	34,438	6,013

25,406,313,528

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	137,122	48,346	27,246	22,643	11,568	7,592	21,154	17,689	59,925	406	17,229	16
投資活動による支出	31	71	12	3	17	35	1	32	0	1	0	0
財務活動による支出	69,704	541	-	4	1,100	537	-	-	57,399	-	11,205	-
翌年度への繰越金	155,018	162,016	54,499	58,644	41,169	41,507	51,271	52,343	2,075	3,526	6,004	5,996
合 計	361,875	210,974	81,757	81,295	53,854	49,670	72,426	70,064	119,400	3,933	34,438	6,013

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

平成30年度業務収支

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	1,476	1,199	304	37	334	66	838	1,096	-	-	-	-
事業収入	6,879	7,215	4,842	5,235	660	561	1,334	1,418	21	1	22	-
保険料収入	3,445	3,576	2,696	2,840	-	-	749	736	-	-	-	-
回収金収入	2,732	3,078	2,146	2,395	-	-	585	683	-	-	-	-
保証料収入	282	279	-	-	282	279	-	-	-	-	-	-
求償権回収収入	378	281	-	-	378	281	-	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	43	1	-	-	-	-	-	-	21	1	22	-
収益合計	8,355	8,414	5,147	25,406	994	626	2,172	2,514	21	1	22	-
事業費	7,803	4,192	4,835	2,394	806	525	2,162	1,272	-	-	-	-
保険金	6,878	3,541	4,835	2,394	-	-	2,043	1,147	-	-	-	-
代位弁済費	806	525	-	-	806	525	-	-	-	-	-	-
国庫納付金	119	125	-	-	-	-	119	125	-	-	-	-
財務費用												
支払利息	16	-	-	-	-	-	-	-	10	-	6	-
費用合計	7,818	4,192	4,835	2,394	806	525	2,162	1,272	10	-	6	-
収 支 差	537	4,222	312	23,012	188	101	10	1,242	11	1	17	-